

鋼 船 規 則 検 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則検査要領 B 編

2006 年 第 4 回 一部改正

2006 年 11 月 30 日 達 第 73 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 11 月 30 日 達 第 73 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-7.の主文中，「**(1)**から**(3)**」を「**(1)**から**(4)**」に改める。

-7.(4)として次の 1 項を加える。

- (4) 規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置については，主機が常用出力で運転中に次の事項を確認すること。
 - (a) 1 台を常用する発電装置にあつては，遮断器を引外して主電源を停止し，待機発電装置の自動始動, ACB の自動投入, 重要な補機の順次始動が行われること。
 - (b) 2 台を常用する発電装置にあつては，1 台の遮断器を引外して，非重要負荷の優先遮断が行われ，かつ，船舶の推進と操舵が維持されること。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2006 年 11 月 30 日から施行する。

B1 通 則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-7.を-8.とし、-7.として次の1項を加える。

-7. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書の作成に先立ち、油タンカー及びばら積貨物船にあっては、次の(1)から(6)に示す内容を含んだ検査計画調査票を本会に提出すること。

- (1) 本船の要目
- (2) 精密検査及び板厚計測に用いる交通装置
- (3) 船体構造に関する自主点検記録（前-6.(7)の資料）
- (4) Port State Control 検査報告書に関する構造欠陥の指摘事項
- (5) 安全管理システムの船体構造に関する不適合事項及び是正措置
- (6) 板厚計測会社及び承認番号

-8.を次のように改める。

-8. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書を提出する際には、前-6.に示す資料の写しを添付すること。また、受検要領書には、次の(1)から(8)に示す内容を、油タンカー及びばら積貨物船にあっては、(1)から(8)に加えて次の(9)から(15)に示す内容を含めること。受検要領書は、検査開始前に検査申込者及び検査員との間で同意されること。

- (1) 本船の要目
- (2) タンク／貨物倉等の配置図
- (3) 検査対象タンク又は区画とそれらの防食の仕様及び現状
- (4) 精密検査の対象区画及び対象範囲
- (5) 板厚計測の対象区画,及び対象範囲
- (6) 圧力試験の対象タンク
- (7) 検査時の安全措置（交通装置を含む。）
- (8) 検査に使用する機器
- (9) 船体構造部材の許容衰耗量に関する資料
- (10) 板厚計測会社（検査計画調査票から変更があった場合）
- (11) 損傷及び修理履歴書
- (12) 以前の検査によって認められた著しい腐食の箇所
- (13) 構造上重要な箇所及び疑わしい箇所に関する資料（情報が利用可能である場合）
- (14) 船体主要構造図
- (15) 前-7. に示す検査計画調査票

附 則（改正その2）

1. この達は、2007年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。